

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和6年8月22日（木） 開会 午後2時30分 閉会 午後2時50分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 26名
欠席委員	杉浦 和彦委員、近藤 正俊推進委員、黒田 清吾推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田課長補佐、杉浦係長、池田主事、大橋主事、青山
議事録署名者	3 岩瀬 正則 委員 13 菱田 政量 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ３番 岩瀬 正則委員 １３番 菱田 政量委員

また、欠席者は １１番 杉浦 和彦委員 １４番 近藤 正俊推進委員
１７番 黒田 清吾推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第３４号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第１第３４号議案、農地法第３条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号７０番から８２番の１３件です。

申請内容は、農地の所有権移転が１２件、賃借権設定が１件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが１１件、農業経営基盤の拡大を図るためが２件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが９件、農地を管理することが困難なためが３件、公正証書による遺言のためが１件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第３５号議案 農地法第４条の規定による許可申請について及び日程第３ 第３６号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第３５号議案 農地法第４条の規定による申請について

ご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号８番と９番の２件で、転用用途は自宅駐車場と自己用住宅です。

続きまして、日程第３第３６号議案 農地法第５条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号７７から８１番までの５件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が３件、粘土採掘場が２件です。

お配りしています「１，０００㎡以上の案件位置図」と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をいたします大規模案件はございませんが、申請面積１，０００㎡以上の案件については、受付番号７７番、８０番の粘土採掘場としての一時転用で、資料の１ページと２ページに位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、８月１５日（木）に菱田政量委員と加藤公健委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第４ 報告第３７号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第４第３７号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号１３番の１件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第４ 報告第８号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5 報告第8号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号42から53の12件です。転用行為別にみますと、分譲用宅地用地が5件、住宅の建築が4件、倉庫の建築が1件、駐車場の設置が1件、住宅用敷地が1件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号165から174の10件です。解約事由別にみますと、売却するため6件、自作するため2件、贈与するため1件、転用するため1件です。

最後に、事業計画変更についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号4の1件です。変更事由としましては、粘土採掘場の追加、通路への変更及び期間延長です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 農地パトロール利用状況調査について

皆様におかれましては、お忙しい中、また、大変暑い中での農地パトロールにご協力いただきまして、誠にありがとうございます。この件につきまして、農地利用最適化推進委員の皆様及び農地パトロールにご協力いただいた農業委員の方は、本日、農地利用状況調査日報告様式を事務局にご提出いただきますよう改めてお願い申し上げます。

なお、調査及び入力はまだの方におかれましては、8月中に対応していただきますようお願いいたします。

また、タブレットの利用に関して不明な点がございましたら、定例会終了後に事務局にご相談ください。

2 農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について

1ページの資料のとおり、9月10日（火）に知立市のパティオ池鯉鮒にて、ご覧の研修会が開催されますので、すべての委員の方のご出席をお願いしております。

また、当日は市のマイクロバスで送迎をさせていただきますが、バスは午後０時３０分にさくら庁舎前を発車します。乗車を希望される方は、必ず当日の午後０時３０分前までに、さくら庁舎前にお越しください。

事前に送付いたしました研修会の出欠席の確認につきまして、まだ提出されてみえない委員の方は、記入の上、机上に置いてお帰りいただくようお願いします。

３ ふれあい田んぼアート２０２４稲刈りについて

別にお配りしましたチラシ裏面のとおり、９月１４日（土）の午前９時４５分より、田んぼアート会場にて稲刈りを行います。定員５００名程度の規模で実施する予定です。

４ 次回予定

９月２４日（火）の午後１時３０分から、本庁舎２階第４会議室にて運営委員会を、午後２時３０分から第１０会議室にて定例会を、午後３時３０分から研修会を行います。なお、来月の研修会は、「安城市の雨水対策について」、市の土木課職員から講義をしてもらう予定をしております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後２時５０分、議長は閉会を宣する。